

VHF帯における自営通信グループの共用検討の考え方 (案)

1. 自営通信グループにおける検討条件に関する提言

(自営通信グループにおける共用検討に関する想定する前提条件および意見)

(1) 作業班中間報告書(その2)において検討未了とされ、かつ、委員会において検討すべきとされた事項の検討：所要周波数帯幅に関する事項

回答要旨：

- ・自営通信はVHF帯ハイバンドの35MHz幅において、システム構築を目指す
- ・当該帯域幅にて想定されるユーザーニーズの最大6割を実現できる見込み
- ・放送との干渉検討を踏まえた、有効帯域幅の見極めを進めることが必須である

(2) 隣接システム間の共用条件に関する想定条件

自営通信グループにおいては、上記の周波数帯幅において、周波数の有効利用の観点ならびに実効的な帯域の確保を見据えて、考慮すべき干渉に関わる共用条件として、以下の共用検討条件を提言する。

なお、自営通信および放送システム間の干渉検討については、その重要な検討要素である放送の送信電力について想定される定量的数値が示される段階にないことから、考慮すべき検討条件として、自営通信グループにおける想定条件を踏まえた検討結果を提示してきた経緯にある。(参考資料参照)

ア) 自営通信システムと隣接する放送システムは、送信電力が比較的小さい、あるいは、自営通信と同程度のシステムとすること。

例えば、VHF帯ローバンドに、概ね100W~kWクラスの送信電力を有する放送機に割当て、送信電力の小さな放送機をVHF帯ハイバンド内に配置する。

(現段階において、隣接する放送システムの送信電力に前提条件を課すことで、ガードバンド：自営通信、放送双方で概ね5MHz幅となる有効利用方策の試算結果事例を得ている)

イ) ガードバンドの分担については、双方の実効輻射電力比、若しくは、送信機雑音の同値となることとする。

ウ) 放送側システムに関する現行の技術的条件についても、将来の共用条件の検討に際して、送信フィルタの挿入等による与干渉電力を低減する条件を具備することが必要と想定される。

エ) 上記ウ) 項と同様に、放送受信機の規格についても、被干渉の観点から、今後、技術的条件について議論すべき事項である。

オ) 自営通信および放送システムの技術的条件については、今後、情報通信審議会等における審議を踏まえ、詳細は公開審議されるべき課題と想定される。

2. 自営通信グループにおける周波数配置の検討

(自営通信グループにおける周波数配置に関わる見解)

- (1) 自営通信および放送システムとの隣接共用条件に関わる干渉検討は、周波数有効利用の具体的検討を進める上から必須事項であることから、実運用で想定されるサービスごとの代表的な送信電力レベルの観点から、放送グループの幾つかの想定システムごとに、自営通信とのガードバンドを含めた配置条件を進めることが有効である旨の意見があった。
- (2) 周波数配置については、自営通信グループとして想定されるVHF帯ハイバンドの35MHz幅の帯域について、ガードバンドによる分割損を軽減し、周波数有効利用を進める上で、連続的に一つのブロックとして、確保することが必要であるとの見解が出された。
- (3) 周波数帯幅35MHz幅については、その実効的な帯域を確保するため、所要のガードバンドに関して、一定の見極めを進める必要があり、今回、自営通信グループ主体で検討条件を提示してきた経緯にある。今後、想定される放送サイドの技術的データ提示を踏まえて、共用条件に関わる更なる定量的に進めていく必要がある。

以上